

假定し之に基き設計したり。

即ち導水管及配水管の如く將來擴張に巨費を要するものは人口六萬人に對する設計とし、濾過池、配水池及配水管等の如き隨時容易に擴張を施し得るものは差當り人口三萬人に對する設備に止めたり。

水源地は町の東方玉川にして、從來の簡易水道水源地の上流約十五町の地點に於て河流を堰止め、其の上流左岸に取入口を設け、淨水場は旭ヶ岡北麓の緩傾地に設備し、此處に濾過池及配水池を築造せり。

配水管は内徑四吋乃至十六吋鐵管一萬五千七百九十間を網狀形に敷設し、制水瓣大小七十三個を付して局部の斷水に便し、専用給水を受くる能はざる者の爲めに供用栓二十九個を設置すると共に十字街の要所には地上式消火栓百八個を配置せり。

泊居町水道 簡易水道の木造を鐵管及混凝土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費拾萬貳千餘圓（内六萬圓は樺太廳補助）を投じ大正十一年五月起工大正十三年八月竣工せり。水源地は泊居川の支流川口より約二千間の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の濁水を慮り鐵筋混凝土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造して貯水池となせり。

本斗町水道 從來の簡易水道を改修し木樋水管を鐵管に替へ、工費貳萬參千九百貳圓（内六千圓は樺太廳

補助）を以て大正十四年六月起工同七月竣工せり。

大泊町水道 古牧露助澤地内大泊川支流に水源を採り工費百五拾六萬餘圓を投じ昭和二年七月起工同五年完成の豫定なり。

その他 眞岡村は四拾貳萬餘圓の豫定を以て目下永久的工事計畫中にして、其の他の地に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

第二節 電氣事業

本島に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が、陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受けて豊原市街一圓に電燈の供給を爲せるを嚆矢とす。次で大泊、眞岡等にも該事業の經營を見たるも當時開拓未だ進まず人口稀薄にして斯業遅々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルブ工場創設せられて以來各地に大バルブ工場建設せられ工場の動力及燈用として自家用の電氣施設勃興し、其の發電餘力を以て電氣事業の兼營を爲す者、或は該工場より受電して供給事業を經營するもの等續出し、供給區域として開業せるもの全島三十八町村中二十四町村に及び最近は逐次事業の整理合同せられむとする傾向あり。其の概況左の如し。

電気事業一覽 (昭和二年度末現在)

種別	事業者数		電氣設備固定資本金 キロワット	發電力		電燈	
	開業	未開業		落成	未落成	實數	換算數
供給事業	一八	五	三、七九、〇四三	八二二	外ニ受電一、四〇五	二、〇七一	九一、三六九
自家用	一四	二	七、九五、八七七	同上	同上	二、〇七〇	三五、八〇一
計	三二	七	一一、一四、九二〇	同上	同上	二、〇七〇	一二七、一七〇
前年度末比較増減(△印ハ減)	二	四	二、二九五、〇六二	二、三七三	二、三七三	二、〇七〇	二九、〇五一
摘要							二六、二四八

従業員数	電線路		電力		需要戸数
	電柱数	電線延長	電線延長	電力装置	
二四八	七、三五三	一、一八七	三五四	四八一	一六九
四八〇	一、五六四	三三四	七三	二九、四〇八	四三
七二八	八、九二六	一、五二二	四七	一五、四七四	四三
	一、〇七六	二六一	九三	四三	四三

備考 昭和二年度中許可せるもの供給事業五、自家用二、開業せるもの供給事業一、自家用一、廢業せるもの一、自家用一

市街別事業概況 (供給事業)

公共施設

公共施設

市街別	事業者	需要戸数	配電區域 概内人口数	十燭光換 算電燈數	均一戸當平 燭光數	均一人當平 燭光數	電燈料金 (十燭光)
豊原	樺太電氣合資會社	三、四九	一七、三三〇	二五、〇八三	七三・一	一四・五	二二〇
大泊	北海水力電氣株式會社 大泊出張所	四、九三	二四、三五〇	四六、七四九	九六・八	一九・二	九〇
貝塚 (澤を合む)	同	三五	二、二二〇	八二六	二五・一	三八	二二〇
眞岡 (羽母舞を合む)	帝國電燈株式會社眞岡營業所	二、三四二	一一、一九〇	一七、七九〇	七六・〇	一五・九	二二〇
小呂	同	四七六	三、六七〇	一、八二〇	三八・三	五・〇	二二〇
廣地	同	二二六	一、三九〇	一、一五〇	五三・三	八・三	二二〇
留多 (多蘭内を加む)	同留多加出張所	三四二	一、五〇〇	八五七	二五・一	五・四	二二〇
泊居	樺太工業株式會社	八五九	四、〇〇〇	四、三三四	五〇・三	一〇・八	二二〇
惠須取	同惠須取工場	七八七	四、五三〇	一〇、三三五	一二九・九	三三・六	九五
本斗	本斗電氣株式會社	九六三	五、六一〇	五、八〇八	六〇・三	一〇・四	一〇五
		一、〇九五	五、〇九〇	四、八八四	四〇・五	九・六	一四〇

公共施設

市街別	事業者	需要戸数	配電區域 概内人口数	十燭光換 算電燈數	均一戸當平 燭光數	均一人當平 燭光數	電燈料金 (十燭光)
内幌 (久良志を合む)	同	三三〇	一、三三〇	一、〇一〇	四六・四	七・七	一四〇
野田	野田町(町營)	七五〇	三、七〇〇	四、〇八七	五三・七	一一・〇	一一〇
落合	落合電燈株式會社	九六五	五、六二〇	七、九六二	八二・五	一四・六	二二〇
久春	合資會社久春内製材所	一五三	一、四二〇	一、一三八	七四・四	八・〇	一五〇
榮濱	細入榮濱電燈所	二〇〇	一、五二〇	一、三〇〇	六二・〇	八・六	一四〇
桎保	細入桎保電燈所	一三〇	六九〇	六〇〇	四六・二	八・七	一四〇
川上	三井鐵山株式會社川上鐵業所	六九	三三〇	三六四	五二・五	一一・四	一一〇
敷香	敷香電氣株式會社	二八七	二、二七〇	二、三三三	八〇・六	一〇・二	一四〇
元泊	元泊電燈株式會社	三三〇	二、四三〇	二、〇二二	六四・九	八・三	一四〇
小沼 (退分、並川を合む)	樺太電氣會社	四三三	二、四二〇	一、一七五	二六・〇	四・九	一三〇
知取	富士製紙株式會社	一、五二〇	三、四〇〇	一四、六五六	六六・四	一一・八	八〇
富内	富内電氣株式會社	二五〇	一、三五〇	一、四九五	五九・八	一一・一	一三〇
計		二二、〇七一	一四、〇三〇	一五七、六三七	—	—	二、八〇〇

平均	九二六	四、九五八	六、八五三	三一八	七四・六	一三・八	一、二二
前年度との比較増減(△印は減)	△一九	三三一	三九九	五・八	△〇・一		

備考 電燈数には屋外燈を含む。電燈料金は昭和二年末現在のものなり。

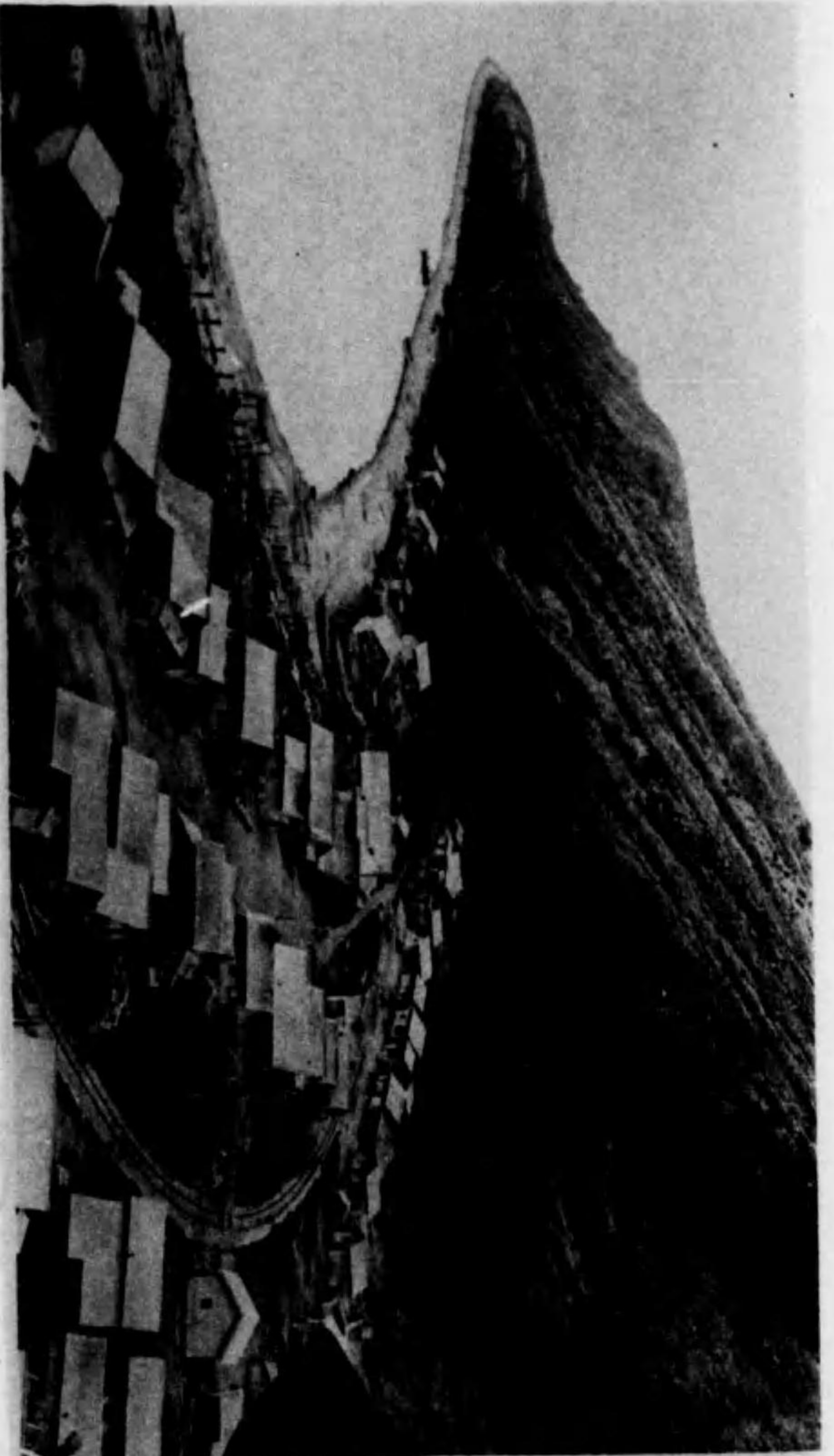
經營者別事業概況 (供給事業)

事業者	種別	事業開始年	目的	供給區域	原動力及電力	電燈装置	電力装置	電線	長路	延電	長線	固本定
樺太電氣合資會社	電力	明治四年二月	力	豊原町	汽力	三三〇	一五二	四〇	二八	五三、〇〇〇	五三、〇〇〇	四、〇〇〇
北海電力電氣株式會社	電力	大正二年二月	力	大泊村	汽力	三〇〇	一四	三	三〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	一、〇〇〇
同 眞岡出張所	電力	大正二年二月	力	眞岡村	汽力	二五〇	二〇	三	二二	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
同 眞岡出張所	電力	大正二年二月	力	外二箇村	汽力	二〇〇	二〇	三	二二	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
同 留多加出張所	電力	大正二年九月	力	留多加町	汽力	一〇〇	一	三	二二	一三〇、七四七	一三〇、七四七	一、〇〇〇
樺太工業株式會社	電力	大正五年四月	力	泊居町	汽力	一〇〇	一	三	二二	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇

同 惠須取工場	電力	大正四年四月	力	惠須取町	汽力	一〇〇	一	三	二二	八四	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇
本斗電氣株式會社	電力	大正九年二月	力	本斗町	汽力	一〇〇	一	三	二二	三五、五九九	三五、五九九	一、〇〇〇
野田町	電力	大正九年二月	力	野田町	汽力	一〇〇	一	三	二二	四六、三二二	四六、三二二	一、〇〇〇
落合電燈株式會社	電力	大正九年二月	力	落合町	汽力	一〇〇	一	三	二二	一四、二八二	一四、二八二	一、〇〇〇
落合電燈株式會社	電力	大正九年二月	力	久春内村	汽力	一〇〇	一	三	二二	三五、八二〇	三五、八二〇	一、〇〇〇
細入榮濱電燈所	電力	大正三年二月	力	榮濱村	汽力	一〇〇	一	三	二二	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、〇〇〇
櫻保電燈所	電力	昭和二年九月	力	元泊村	汽力	一〇〇	一	三	二二	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇
三井鐵山株式會社	電力	大正三年七月	力	川上炭山	汽力	一〇〇	一	三	二二	七、六〇〇	七、六〇〇	一、〇〇〇
川上鐵業所	電力	大正三年七月	力	川上炭山	汽力	一〇〇	一	三	二二	七、六〇〇	七、六〇〇	一、〇〇〇
敷香電氣株式會社	電力	大正三年七月	力	敷香村	汽力	一〇〇	一	三	二二	三、一四〇	三、一四〇	一、〇〇〇
元泊電氣株式會社	電力	大正四年七月	力	元泊村	汽力	一〇〇	一	三	二二	九八、六六四	九八、六六四	一、〇〇〇
樺太電氣商會	電力	大正四年一月	力	豊北村	汽力	一〇〇	一	三	二二	一九、八四三	一九、八四三	一、〇〇〇
富士製紙株式會社知取工場	電力	大正四年三月	力	知取町	汽力	一〇〇	一	三	二二	八〇、四七三	八〇、四七三	一、〇〇〇

公共施設

三一八



(泊蘭多字泊穂大字大村地廣郡岡真) 落部「ヌイア」人土

公共施設

富内電氣株式会社	昭和三年三月	燈	富内村汽	三〇	三	一	四	二	二五、〇〇〇
計				二、三三七	一、九三七	四二		一、二八七	三、二七九
									〇四二

三二〇

備考 目的の欄中燈は電燈、力は電力、原動力の欄中汽は汽力、吸瓦は吸入瓦斯力なり。

自家用電氣工作物概況 (昭和二年度末)

施設者	種別	使用開始年月	目的	使用區域	原動力及電力	電燈装置 キロワット	電力装置 キロワット	電線路 長	電線延長	電氣設備 資本金
王子製紙株式会社	工場	大正三年二月	製紙用	内事業用地	汽一、四〇〇	七	八三	六	二	六九〇、〇九三
大泊	工場	大正三年二月	製紙用	同	同	一	七	二	五	六五、三四
同留多加原木捲上所	工場	大正四年二月	製紙用	同	同	一	七	二	五	六五、三四
同豊原工場	工場	大正六年一月	製紙用	同	同	三、六〇〇	二、二六六	二	二九	四六、九八八
同野田工場	工場	大正二年二月	製紙用	同	同	一、一五〇	六八八	四	二九	三三、〇五〇
樺太工業株式會社	工場	大正四年二月	製紙用	同	同	一、五〇〇	二、三五〇	四	三〇	六三、七八〇

第十八章 土 人

第一節 總 說

我が南部樺太に在住する所謂土人とはアイヌ、ニクブン、オロツコ、サンダー及キーリンの五種族を指稱せるものなり。彼等は従順にして民族極めて低く到底社會の競争場裡に互立し得ざるを以て、農業、漁業其の他に關し特殊の制度を設けて之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨励して自活思想を養ひ、子弟に教育を授けるの外彼等の風習を毀げざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。然るに彼等の或る民族の人口は増加せざるのみならず却て減少の傾きにあり、殊にキーリンは滅亡に瀕しサンダーの如きは既に其の跡を絶てり。

第二節 種族及戸口

アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に亘り居住せしとの説あり。領有當時に於ては南樺太の東西海岸及中央内

淵川の沿岸各地に散在し居たるが、保護上集團せしむる必要を認め大正十年より同十年に至る三箇年間に於て東海岸は富内、白濱、樫保、新間及多來加の五箇所に、西海岸は多爾泊、登富津、智來及小茂白の四箇所に夫々集合せしめたるも、鶴城管内のみは尙依然として散在の状態にあり。同族は他の種族に比し内地人に接する事久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對して尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めりと雖も體質は漸次劣弱に赴く嫌あり。其の原因は多々あるべきも要するに物質文明の普及に因る衣食住の激變移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等其の主たるもの、如く之等弊害の除去に努め居れり。

ニクブン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして本島の北部幌内川流域に居住し、先住民たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐ふ。他種族の如く夏期惰眠を食ふことなく孜孜として常に冬營準備を怠らず。オロツコ族、キーリン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得は相當發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一分派にして其の人口アイヌ族に次ぐ。北部幌内川流域に在り馴鹿を飼育す

ると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出て、海豹を捕へ、五月より八月迄は鱒鮭漁に従ひ、八月の候魚族の遡河するに至れば川を遡り之が漁獲を爲す等一定の居所を定むる事なし。一般に無智昧且つ怠惰にして、三、四歳にして既に煙草を用ひ五、六歳にして酒に親む者あり。斯くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの狀態なり。

キーン族 本種族の現に我が南部樺太に居住するもの僅かに四十二人に過ぎず。其の本島に渡來したるは他種族に比して遙かに遅きが如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲めなるか他種族に比し稍文化の度進めり。其の性狀亦アイヌ族、ニクブン族の如く沈鬱に陥らず、オロツコの如く卑屈に偏せず、快活にして舉動敏捷、種族的偏見少きも漂泊性に富み轉々居を移す。

サンダー族 我が國に於て往昔山丹人（又は山韃人）と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶つに至れり。其の言語習俗は、ニクブン族、オロツコ族と大同小異なりき。

今各種族の戸數人口を示せば左の如し。

（昭和二年末現在）

種別	管轄支廳		種別		種別		種別		種別		種別		種別		種別		種別	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
豊原	八六	一、八六	三三	三、三五														
大泊	七三	一、六六	二二	二、三三														
本斗	五七	一、三三	一三	一、三三														
眞岡	一〇五	二、二七	二二	二、四八														
泊居	九〇	一、九〇	一八	一、七〇														
元泊	三三	一、三三	一〇	一、一〇														
敷香	三三	一、三三	一〇	一、一〇														
計	三六〇	三、七〇	七三	七、八三	六一	五、二四	五四	一、五三	一四	一、四〇	二八	二、八六	二七	二、九	五六	四、四五	九六	一、〇五

第三節 風俗習慣 (主としてアイヌ族につき記述す)

第一款 概説

夏期は河海に於て漁撈に従事し冬期は狩獵又は勞働によりて生活の資料を得つゝありしも、半農半漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を取得し、馬鈴薯、菜根の類を栽培して其の成績見るべきものあり。一面拓殖の進展に伴ひ各種事業の勃興し、勞力の需要増加し來れるを以て、之等勞働に従事し漸次獨立自營の域に進みつゝあり、従つて生活狀態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども一般に虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に費すにあらざれば不用の物品を購入する等更に貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遇はんか直に窮境に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却て依頼の念を助長する憾みなきを得ず。

第二款 衣食住

衣服 多く草木の皮を以て製したるアツシを用ゆ、アツシはオヒョウ(木の名)又はエラ草(一名カイ草)

の皮を割ぎて水に濡し、冬期越年中に糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ、襟、裾、袖、背等に刺繡を施し、之を製作するに三年の日子を費すと云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱒及イトウ(魚の名)の皮にて製し、鳥毛にて裝飾を施す。其の他犬の皮を以て外套、股引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を着用し、女子は内地人に倣ひ帯、羽織等を用ゆ。之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得らるゝを以てなり。

裝飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人は一般に上唇に黥をなす。其の他練玉又は青銅貨等を紐に通して頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明錢を紐に通して帯の如く腰に締むるものあり。頭飾りとして男子は十二三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるが今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色糸を以て刺繡をなし種々の玉を付けて冠とす、要は頭髮の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるは鱈及鱒なり。何れも收穫期に之を割き乾燥して貯藏し冬期の食料とす。夏期は生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を

鍋に入れて煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに容れ貯藏して隨時使用する。其の他アメマス、鱈、カジカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キトー、トマ、コザク及款冬等を生又は乾燥貯藏して用ふ。極めて酒を嗜み青年以上にして酒を飲食せざるものなく、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け尤も清淨の地を選ぶ。之を建つるに大小廣狭の別あれど一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周圍は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし、木根、藤蔓等にて緊縛するのみ。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出兼採光のため二、三尺角の天窗を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設けて寢臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯藏する爲めに倉庫を建つるも、便所は之を設くることなし。

第三款 社會及家族關係

社會關係 各部落に酋長あり絶對支配權を持して部落を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總

て自ら之を裁斷して異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の主權者なり。

部落相互間の關係は極めて親密にして其の情義の濃かなるは到底内地人の比にあらず。慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を別つの美風今尙存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相續するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を讓る（一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し、二男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相續者を長男と定むるの掟なしと）。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを俟ちて結婚を行ふ所謂許婚なりしも、現今にては雙方の合意に依り他より何等干渉することなく、而して別に儀式を行ふことなく當事者の同居を以て結婚したるものと見做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し。即ち雙方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無斷にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、

三年後に於て命名す。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斂葬の具を備へ親族古舊相集り慟哭數日に及ぶ。生前の所持品及寶物等は棺に入れて埋葬し、墓標を建つるものもあるも多くは之を用ひず。埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を焼き又は壊ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨て、省みず。

第四款 經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通ぜり。即ちギリヤーク族は敷香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりママイ山道を経て灣内に來り錦、玉、金具等を提供し、アイヌ族は貂、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峽を渡りて刀、鐔、陣羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。

貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徴せず、且つ數の觀念に乏しきを以て之に關しては木片に印を付け又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり。期間は長きは

一年又は二年にして其の時期は鯨時、鱒時、又は鮭時等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返濟を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追氷せず、萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

犯罪は凡て酋長が之を審問し處罰するものにして、多くは財産刑なるも稀には體罰をも行へり。財産刑は被告人所有の寶物又は家畜等を沒收して之を相手方に給付するを普通とし、體刑は管杖、指切、死刑等にして是が執行は被告の尤も親近のものをして行はしめたり。

第五款 娛樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戲等あり、聲樂としてはユーカラ（酒宴の席などにて歌ふ男女の痴情を語るもの）、ハツケ（祭文の如きもの）、ヤエガタカラ（都々逸の如きもの）、オイナ（昔噺）、トイタ（伽噺）等あり。

樂器には左の二種及團扇形の太鼓あり、麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者が之を使用す。

トンコリ（三味線に酷似し五弦なり）

ムツキナ（竹を以て作り、口に銜て吹く）

舞踊は我が盆踊の如く八人づゝ一團となりて環状を爲し、中腰と爲りて一足づゝ飛びつゝ手を拍ち、リリ
ーリリーと叫びながら踊り廻り、多くは熊祭のときに爲す。

遊戯には綱曳、角力、縄飛び、棒飛及輪投等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を
捧げて豊漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別な
く衆り、盛装して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亘り、青年男女の情事は多く此の際に行はる。

第四節 文 化

第一款 教 育

土人の教育に關しては土人教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓發、生活の改善其他指導誘
掖に努めつゝあり。

土人教育所は明治四十二年始めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其つ子弟を收容す
るの外、尙地理的其の他の關係上之を公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備未だ充分ならざりしを
以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所も之を六箇所として其の内容の充實を圖れり。従
て其の内容は公立小學校と大差なく教科目も小學校と同一にして、現在々學兒童二百餘名、公立小學校に委託
教授中のもの四箇所四十名にして、年々十數名乃至三十名の卒業生を出しつゝあり。其の成績を見るに書方、
圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比して遜色なきも算術、綴方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好に
して普通々信文其の他家庭の用務を辨ずるは勿論、既に官公署の雇員又は代用教員等に奉職せるものあり。
現在の土人教育所を擧ぐれば左の如し。

教 育 所	學 級 數	教 員 配 置 數	兒 童 數	所 在 地
白濱土人教育所	二	二	六二	榮濱郡榮濱村大字相濱

落帆土人教育所	—	—	五七	富内郡富内村大字落帆
多蘭泊土人教育所	—	—	五九	眞岡郡廣地村大字大穂泊
智來土人教育所	—	—	二一	泊居郡名寄村大字智來
新聞土人教育所	—	—	二〇	敷香郡泊岸村大字新聞

社會教育に關しては各部落に青年團、婦人會等を設け、主として教育所教員之が指導に當り、尙夜學會を開き或は講話をなす等其の誘導啓發に努め居れり。

第二款 宿 生

土人は一般に衛生思想に乏しく、其の衣食住の非衛生的なることは疾病を多からしめ、其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虚弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重態となるに及び始めて

醫藥を求め而して病苦少しく減ずるか若は短期に特效を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を囑託して診療せしめ、各種藥品、器具等を配備して傳染病の豫防に備へ、時々衛生に關する講話を催ほし又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計れり。

第五節 産 業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天産物によりて衣食したるを以て、一定の産業に従事して將來の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風あり。依つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめんとするも、唯舊慣を墨守するのみにして更に改良發達を圖らんとせず。農業に就ても土地を貸付し農具並に種子を給與して之が獎勵を爲すも、勤勞を厭ひて播種後の中耕除草をなさざるのみならず、甚しきは給與の種子を食用に供し、唯僅に自己の食料を得て満足し居れり。商業の如き

も計数の觀念に乏しく經濟思想なきを以て之を營むもの極めて稀なり。然れども不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟とは漸次覺醒を促しつゝあるものゝ如し。

第六節 救 恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參酌して遺憾なきを期し居れり。即ち漫然金品を與へて依頼心を助長せしむるの弊を避け、老幼を恤み、不具癡疾を憐み、鰥寡孤獨を救ひ、六歳以下六十歳以上のものにして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものには醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容施療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救済に關し遺憾なきを期しつゝあり。

樺太要覽終

昭和三年六月十三日印刷
昭和三年六月十五日發行

樺 太 應

東京市芝區愛宕町三丁目二番地
印刷人 牛 丸 勝 三 郎

東京市芝區愛宕町三丁目二番地
印刷所 東洋印刷株式會社

終

